

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

平成17年6月1日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第66号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（昭和48年北海道規則第9号）の一部を次のように改正する。

第6条第7号中「第4項」を「第5項」に改め、同条第8号中「第2項若しくは」を「第2項の規定による一敷地内認定建築物の認定、法」に、「一定の複数建築物」を「一敷地内認定建築物以外の建築物」に改める。

第8条中「名称、登録番号及び氏名」を「氏名及び登録番号並びに当該建築士が所属する建築士事務所（同法に規定する一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所をいう。以下同じ。）の名称及び登録番号（当該建築士が建築士事務所に属している場合に限る。）」に改める。

第12条第1項中「第24条第1項」の次に「及び第24条の2」を加える。

第16条（第3項を除く。）中「第12条第2項」を「第12条第3項」に改める。

第19条第1項中「第17号」を「第20号」に改め、同項第6号中「第52条第9項、第10項又は第13項各号」を「第52条第10項、第11項又は第14項各号」に改め、同項第8号中「第57条の2第3項」を「第57条の5第3項」に改め、同項第17号中「第4項」を「第5項」に改め、同号を同項第20号とし、同項中第16号を第19号とし、第15号を第18号とし、第14号を第17号とし、第13号を第14号とし、同号の次に次の2号を加える。

(15) 法第67条の2第3項第2号、第5項第2号又は第9項第2号の規定による許可

(16) 法第68条第1項第2号、第2項第2号又は第3項第2号の規定による許可

第19条第1項中第12号を第13号とし、第11号を第12号とし、第10号の次に次の1号を加える。

(11) 法第57条の4第1項ただし書の規定による許可

第19条第2項中「第17号」を「第20号」に改める。

第19条の3第1項中「第11号から第17号」を「第12号から第18号」に、「第9号」を「第10号」に改め、同項中第17号を第18号とし、第5号から第16号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 法第68条第5項の規定による認定

第20条第1項中「又は第24条第1項」を「、第24条第1項」に改め、「規定する許可」の次に「若しくは第24条の2に規定する認定若しくは変更の認定」を加え、「又は工作物について」を「若しくは工作物又は第21条の2に規定する指定を受けた特例敷地について」に、「又は認定に係る」を「若しくは認定若しくは変更の認定又は指定に係る」に、「第19条第1項第17号」を「第19条第1項第20号」に、「第9号」を「第10号」に、「又は工作物に係る」を「若しくは工作物又は特例敷地に係る」に、「又は認定の」を「若しくは認定又は指

目次

ページ

規 則

○北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（建設部総務課）	1
○北海道建築基準法施行条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（建築指導課）	1
○建築基準法施行細則の一部を改正する規則.....（建築指導課）	1

公 表

○北海道財政状況（第115号）の公表	2
--------------------------	---

規 則

北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。
平成17年6月1日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第64号

北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例（平成17年北海道条例第40号）の施行期日は、平成17年6月1日とする。

北海道建築基準法施行条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。
平成17年6月1日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第65号

北海道建築基準法施行条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

北海道建築基準法施行条例の一部を改正する条例（平成17年北海道条例第43号）の施行期日は、平成17年6月1日とする。

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

定の」に、「又は認定をした」を「若しくは認定又は指定をした」に改める。 第21条の次に次の1条を加える。 （特例容積率の限度の指定又は指定の取消し） 第21条の2 法第57条の2第3項の規定による指定又は法第57条の3第2項の規定による指定の取消しに係る申請書の提出部数は、正副4通とする。 第22条第1項中「第6項」を「第7項」に、「第7項」を「第8項」に改める。 第24条の見出し中「一定の複数建築物」を「一の敷地とみなすこと等による建築物」に改め、同条の次に次の1条を加える。 （既存不適格建築物の2以上の工事の全体計画の認定又は変更の認定） 第24条の2 法第86条の8第1項の規定による認定又は同条第3項の規定による変更の認定に係る申請書の提出部数は、正副4通とする。 別記第9号様式及び別記第9様式の2中「第12条第2項」を「第12条第3項」に改める。 別記第15号様式及び別記第16号様式中「一定の複数建築物」を「一の敷地とみなすこと等による建築物」に改める。 附 則 1 この規則は、平成17年6月1日から施行する。 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の建築基準法施行細則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の建築基準法施行細則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。	
公 表	
地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第1項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の2第1項の規定により、平成17年度当初予算の状況並びに平成16年10月1日から平成17年3月31日までの期間における北海道の財政運営の状況及び公営企業の業務の状況を別冊のとおり公表する。 その別冊は、道の本庁及び支庁に備え置いて一般の閲覧に供する。 平成17年6月1日 北海道知事 高 橋 はるみ	